

令和6年第4回定例会（12月13日召集）

○質問 西川泰弘議員「景観条例等の制定について」

当麻町総合計画基本構想には「人・まち・自然が共生する安全・快適なまちづくり」として豊かな自然環境を保全し、環境にやさしい人と自然が共生する快適な生活環境の確保を図るための生活環境の整備を進め、住んでよかったと思える移住・定住の取り組みの促進が明記されております。

現在、土地開発公社による宅地造成並びに町の独自対策等による新規転入は勿論の事、本町の自然環境・森林と田園風景等に魅了し転入されている方々も多数おり、これが町人口の社会増に繋がっている事も事実であり、本町にとって大きな財産であります。

しかし、今年、町内に於いて民間企業参入による突然の大規模太陽光発電所建設（メガソーラー）がもちあがり、地区住民は住環境が壊されるとして建設見直しを求めた動きが出ております。

本町は今後に向け10月に「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定し、設置者に対する遵守事項や必要な手続き等一定の規制が設けられました。

しかし、昨今の時代の変化により、今後に於いても、メガソーラーのみならず、民間企業による良好な景観や自然環境を破壊するような無秩序な開発事業が発生する事が懸念されます。

本町のまちづくりテーマである、人と環境と活気の調和で築く持続可能なまちづくり・「食育・木育・花育」によるまちづくり構想に沿って、町民・町・事業者等が総合的に共生し、本町の街並みや自然環境・森林と田園風景等を守り育てる、豊かなまちづくりが取り進められる様、「景観条例の制定」等が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

西川議員のご質問にお答えします。

本町では、豊かな自然環境を活かした「人と環境と活気の調和で築く持続可能なまちづくり」を進めております。

再生可能エネルギー発電設備の設置につきましては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく国のガイドラインを補完するものとして、事業者の配慮事項や各種手続き、適切な管理について定め、町民の安全で安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことを目的とする「当麻町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を本年10月から施行しております。

さて、議員からご質問の景観条例等の制定についてですが、平成16年に日本で初めての景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されております。

本町における景観法に基づく許認可等については、北海道条例及び北海道景観計画に基づき、北海道が窓口となり建築物・工作物等の届出を受理している状況であります。

本町の景観行政に係るまちづくりの方向性を見定め、現行法制で対応できない課題を整理し、必要性について検討してまいりますので、ご理解願います。

○質問 深谷俊文議員「高齢者の地域幹線系統バス運賃補助について」

高齢者が日常生活を送るうえで、移動手段の確保は非常に重要な課題です。本町においても、買い物や通院など、生活のあらゆる場面で公共交通を利用する高齢者の方々が多数いらっしゃいます。

しかしながら、現在の交通環境では、自動車運転免許を返納した方や自家用車を持たない高齢者等、移動のたびに運賃負担を感じている方が少なくありません。

本町では、買い物支援や高齢者ハイヤー補助制度の移動支援を行うなど、福祉的な視点に基づいた取り組みを進めていると承知しておりますが、地域幹線系統バスを利用する場合の、運賃補助も必要ではないでしょうか。

買い物支援や高齢者ハイヤー補助制度、令和7年度に導入されるデマンド交通と、新たに地域幹線系統バス運賃補助を組み合わせることによって町内外への更なる移動の自由度が上がると考えます。

多くの自治体では、高齢者の移動を支援するためのバス運賃補制度を導入しており、住民の生活支援と公共交通の利用促進の両立を図っています。

高齢者の地域幹線バス運賃補助をし、公共交通の利用促進と高齢者住民の移動の自由を拡大する制度を取り入れる考えはあるか町長にお伺いします。

○答弁 村椿哲朗町長

深谷議員のご質問にお答えします。

深谷議員のご指摘のとおり、高齢者の移動手段の確保については、本町の重要な課題と認識をしております。

高齢者の町内での移動については、来年度導入予定のデマンド交通により、町内どの地域にお住まいでも、運賃負担が一律となることから、皆様にとって公平な移動手段となります。

また、町外への移動については、デマンド交通と地域幹線系統バスやJRなどの地域公共交通機関との組み合わせにより、ご自宅から町外まで移動することができます。

「当麻町の公共交通に関する住民アンケート」の結果において、本町の高齢者は、買い物や通院などを町内にて完結されている方が多くいる一方、町外への通院などを余儀なくされる方もおります。

高齢者の外出機会を多く確保するという考えますと、町内での移動が中心となることから、高齢者が利用するデマンド交通の利用料金が安価となるような制度設計として検討してまいります。

また、そのうえで、町外への移動が必要な方は、地域幹線系統バスやJRなどに乗り継いでいただければ、結果、町外への移動に係る運賃負担の減にも繋がるものと考えますので、現段階で高齢者の地域幹線系統バスの運賃補助を行う予定はありませんが、引き続き、地域公共交通機関の積極的な利用をお願いします。

○質問 加藤 功議員「空き家対策について」

市街地区、農村地区を問わず空き家が増えてきています。

町は空き家の情報提供を求めています。現在、空き家として何件登録されていますか。

言うまでもなく、空き家になったまま管理せず放置した状態が長く続くと、大雪で倒壊の危険性や害虫・悪臭の発生などにつながります。

また、町では「0円物件」を斡旋していますが、今年度の実績は何件あるのか。さらに、空き家、中古住宅を購入して建て替えをする「未来へつなぐ宅地循環促進事業」には、合計で最大450万円の補助が出ますが、この事業の実績は何件あるのか。これらの事業があまり町民に知られていませんが、「我が郷土」で知らせていくべきではないでしょうか。

最後に、空き家は先祖代々住んでいて、住民税や固定資産税も払い、町の発展に貢献された方々の家です。解体費用も高くなっております。空き家を解体することしか選択肢がない人のために、解体費用の1割を町が補助する事も検討してみたいかと思いますが。

町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

本町の空き家と思われる推定空家数は、12月1日現在、217戸で、昨年度末から2戸増加している状況であります。

空き家対策につきましては、令和5年2月に策定しました「当麻町空家等対策計画」に基づき、各種対策を実施しておりますが、所有者等への当事者意識の醸成として、町広報紙への掲載や固定資産税納税通知書にチラシを同封するなどの周知を行っております。

また、相談体制の整備として、本年9月28日に行政書士や不動産協会などの協力の下、比布町との共同により、空き家無料相談会を開催し、10組からの相談を受けております。また、札幌市で開催された、北海道と北洋銀行主催の相談会へ、本町が参加し2組の相談を受けております。役場における、空き家に関する照会件数も年間10件程度の件数であったものが、近年増えてきており、令和5年度は48件、本年度は12月1日現在で22件となっております。

空き家等の流通及び利活用の促進につきましては、所有者からの依頼により町のホームページに売買物件や賃貸物件を掲載、また、令和3年6月から連携協定を結んだ、空き家無償譲渡マッチングサイト「みんなの0円物件」は、今年度1件、累計で6件の成立となっております。

空き家等の除却の推進につきましては、宅地の循環を促進するための「未来へつなぐ宅地循環促進事業」を令和3年度から実施し、本年度は2件、累計で5件の実績となっております。

空き家件数は、今後においても増加していくものと考えており、管理されない空き家を減らしていく、新たな空き家をつくらないために、あらゆる施策を考えていくことが大変重要なことと捉えて

おります。

議員ご質問の解体費用の支援につきましては、国の補助金等の活用も含め、「当麻町空家対策協議会」の意見を伺いながら、検討してまいりますので、ご理解願います。